

選手の権利保護に関する規程

制定：令和8年5月27日

(スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」及び「スポーツにおけるハラスメント相談窓口設置指針」準拠)

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)における選手の権利保護及びハラスメントの防止に関し必要な事項を定め、選手がスポーツに安心して打ち込める環境を確保することを目的とする。

第2条 基本理念

当協会は、選手が主体であり、競技者としての人格・尊厳が最大限に尊重されなければならないとの基本理念のもと、以下の権利を保障する。

- 安全・安心に競技に取り組む権利
- 人格・尊厳を尊重される権利
- 公正な選考・評価を受ける権利
- 適切な指導・サポートを受ける権利
- 正当な不服申立て及び仲裁を求める権利

第3条 適用範囲

この規程は、当協会の役員・職員・指導者・審判員・選手その他の構成員(以下「関係者」という。)の全員に適用する。

第2章 禁止行為

第4条 ハラスメントの禁止

関係者は、選手に対して次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- パワーハラスメント
- セクシャルハラスメント
- マタニティハラスメント
- 暴力行為・体罰
- 精神的虐待(叱責・無視・脅迫・侮辱的発言等)
- SNS・インターネットを通じたハラスメント(サイバーハラスメント)

第5条 パワーハラスメントの定義

パワーハラスメントとは、競技・組織上の優越的な関係を背景とした言動であって、業務の適正な範囲を超えて、選手の身体的・精神的苦痛を与え、又は競技環境を害するものをいう。

具体的な行為の例は次のとおりである。

- 身体的な攻撃(暴力・物を投げる等)

- 精神的な攻撃(人格否定・罵倒・長時間の叱責等)
- 過大な要求(心身の状態を無視した過度の練習強制)
- 過小な要求(正当な理由なく練習参加を排除する等)
- 個の侵害(私的な事柄への不当な介入)

第6条 セクシャルハラスメントの定義

セクシャルハラスメントとは、相手方の意に反する性的な言動であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 当該言動に対する対応により不利益を受けること(対価型)
- 当該言動により競技環境が害されること(環境型)

第3章 相談・通報窓口

第7条 相談窓口の設置

当協会は、ハラスメントを受けた選手及びその他の関係者が相談・通報できる窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

相談窓口は、当協会ウェブサイト(<https://dbva.jp>)に常時掲載し、構成員に周知する。

相談方法は、電子メール・書面・電話・面談(オンライン含む)のいずれかによる。

第8条 相談担当者

相談窓口の担当者は、コンプライアンス委員会の委員(弁護士委員を含む外部有識者)とする。

担当者は、男女1名以上ずつを配置するよう努める。

相談担当者は、守秘義務を負い、相談内容を相談者の同意なく第三者に開示してはならない。

第4章 調査及び対応手続

第9条 調査の開始

相談窓口で相談・通報を受けた場合、担当者は速やかに事実確認のための調査を開始する。

調査にあたっては、相談者・被害者の意向を尊重し、二次被害の防止に細心の注意を払う。

第10条 被害者への支援

当協会は、ハラスメントの被害を受けた選手に対して、次の支援を行う。

- 担当者による継続的なサポート面談
- 必要に応じた医療・カウンセリングへの紹介
- 加害者からの分離等の安全確保措置
- 競技活動の継続に向けた環境整備

第11条 処分

調査の結果、ハラスメントが認定された場合は、懲罰規程に基づき処分を行う。

第12条 報復行為の禁止

当協会は、相談・通報を行った者又は調査に協力した者に対する報復行為・不利益取扱

いを禁止する。

報復行為・不利益取扱いが行われた場合は、その行為者に対して懲罰規程に基づき処分を行う。

第5章 予防と啓発

第13条 ハラスメント防止研修

当協会は、関係者全員を対象としたハラスメント防止研修を年1回以上実施する。

研修は、指導者・コーチに対して特に重点的に行う。

第14条 情報提供・啓発

当協会は、ウェブサイト・大会プログラム等を通じて、選手の権利保護に関する情報を継続的に発信する。

外部の相談窓口(スポーツ庁、日本スポーツ振興センター等)についても広く周知する。

第6章 選手選考における公正性の確保

第15条 公正な選手選考

代表選手の選考は、代表選手選考規程に定める公正かつ透明な基準に基づき行われなければならない。

選考結果は、当協会ウェブサイトにおいて速やかに公表する。

選考に不服がある選手は、選考結果の通知を受けた日から14日以内に当協会に不服申立てを行うことができ、またJSAAによるスポーツ仲裁を申立てることができる。

第7章 雑則

第16条 外部機関との連携

当協会は、スポーツ庁、JPC その他の関係機関と連携し、選手の権利保護に取り組む。

第17条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議による。

第18条 施行

この規程は、令和8年5月27日から施行する。